

災害対策基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令要綱

第一 災害対策基本法施行令の一部改正

一 指定緊急避難場所の基準

災害対策基本法（以下「法」という。）第四十九条の四第一項の政令で定める基準は、次の1から3までのとおりとすること。

1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）に開放されることその他その管理の方法が内閣府令で定める基準に適合するものであること。

2 災害対策基本法施行令第二十条の四に規定する種類の異常な現象（地震を除く。）が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域（以下「安全区域」という。）内にあるものであること。ただし、次の(1)及び(2)に掲げる基準に適合する施設については、この限りでないものとする。

(1) 当該異常な現象に対して安全な構造のものとして内閣府令で定める技術的基準に適合するもので

あること。

- (2) 当該異常な現象が洪水、高潮、津波その他これらに類する異常な現象の種類で災害対策基本法施行令第二十条の四第七号の内閣府令で定めるものが発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設にあつては、その想定される水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（以下「居住者等受入用部分」という。）があり、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。

- 3 地震が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設又は場所にあつては、次の(1)又は(2)に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

- (1) 当該施設が地震に対して安全な構造のものとして内閣府令で定める技術的基準に適合するものであること。

- (2) 当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれがある建築物、工作物その他の物がないこと。

（第二十条の三関係）

二 政令で定める異常な現象の種類

法第四十九条の四第一項の政令で定める異常な現象の種類は、次の1～7に掲げるものとする。

- 1 洪水
- 2 崖崩れ、土石流及び地滑り
- 3 高潮
- 4 地震
- 5 津波
- 6 大規模な火事
- 7 1～6に掲げるもののほか、内閣府令で定める異常な現象の種類

(第二十条の四関係)

三 指定緊急避難場所の重要な変更

法第四十九条の五の政令で定める重要な変更は、次の1から3までに掲げるものとする。

- 1 指定緊急避難場所（安全区域外にある第二十条の三第一号ロに規定する施設であるものにあつては、居住者等受入用部分）の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更

2 指定緊急避難場所（地震が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用するものを除く。）であつて安全区域外にあるものにあつては、次の(1)及び(2)に掲げる変更

(1) 改築又は増築による当該指定緊急避難場所の構造耐力上主要な部分の変更

(2) 当該指定緊急避難場所の居住者等受入用部分までの避難上有効な経路の廃止

3 地震が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する指定緊急避難場所（施設であるものに限る。）にあつては、改築又は増築による当該指定緊急避難場所の構造耐力上主要な部分の変更

（第二十条の五関係）

四 指定避難所の基準

法第四十九条の七第一項の政令で定める基準は、次の1から5までのとおりとすること。

1 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者（以下「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。

2 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

3 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。

4 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

5 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

(第二十条の六関係)

五 指定避難所の重要な変更

法第四十九条の七第二項において準用する法第四十九条の五の政令で定める重要な変更は、指定避難所の被災者等の滞在の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更とするものとすること。

(第二十条の七関係)

第二 災害救助法施行令等の一部改正

一 災害救助法施行令、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令について、厚生労働大臣から内閣総理大臣への権限の移管等の所要の

改正を行うものとする。

第三 行政機関職員定員令及び行政機関職員定員令の一部を改正する政令の一部改正

一 厚生労働省から内閣府への定員の移管等の所要の改正を行うものとする。

第四 内閣府本府組織令及び厚生労働省組織令の一部改正

一 災害救助法等の所管を厚生労働省から内閣府に移管するものとする。ことなどの所要の改正を行うものとする。

第五 附則

一 この政令は災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行するものとする。こと、その他施行について所要の規定を整備するものとする。

（附則第一条関係）

二 この政令の施行に伴い必要な経過措置を定めること。

（附則第二条及び附則第三条関係）

第六 その他関係政令等について、所要の改正を行うものとする。